

給水装置工事申込書

八幡市長 様

申込日		年		月		日
-----	--	---	--	---	--	---

工事申込者

私（工事申込者）は、下記事項確約のうえ、次のとおり給水装置工事の申込みをします。

- ・八幡市上水道給水条例及び関連規程を遵守します。
- ・利害関係者の同意を得るとともに、第三者から異議の申立てを受けたときは、申込者自身で解決します。
- ・給水装置工事の申込み手続き及び施工に関して、以下に記載する指定給水装置工事業者に委任します。

工事申込者	郵便番号	-			
	住所				
	(フリガナ)				
	氏名				印
	電話番号	-		-	

工事内容

工事場所	八幡市				
工事種類 (上下それぞれ選択)	<input type="checkbox"/> 分岐（配水管～メーター）		<input type="checkbox"/> 臨時		<input type="checkbox"/> 内線（メーター以降）
	<input type="checkbox"/> 新設		<input type="checkbox"/> 改造		<input type="checkbox"/> 撤去
給水を受ける 建物の種類	<input type="checkbox"/> 住居（階建て）		<input type="checkbox"/> 集合住宅（ファミリー / 単身者 戸）		
	<input type="checkbox"/> 事業所		<input type="checkbox"/> その他（ ）		
配水管口径	φ	mm	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日	
分岐口径	φ	mm	井水等併用	あり なし	
止水栓口径	φ	mm	工事個所の道路	(国 ・ 府 ・ 市 ・ 私) 道	
量水器口径	φ	mm		路線名 線	
貯水槽水道	受水槽あり <input type="checkbox"/>		受水槽 有効容量	m ³	
				高置水槽 有効容量	m ³

指定給水装置工事事業者

指定番号					
住所					
事業者名					印
電話番号	-		-		
給水装置工事 主任技術者名					

私は、水道法第25条の4第3項に規定する給水装置工事主任技術者の職務を誠実に履行し、当該工事を施工します。

印刷不要

給水装置工事に関する注意事項

- ・ 関連する法令等を順守してください。
- ・ 八幡市給水装置工事施行基準に基づき施工してください。（市のホームページに掲載しています。）

●給水装置工事の申請

- ・ 給水装置工事を施工する場合、あらかじめ市に給水装置工事申込書を提出し承認を受けなければなりません。
 - ・ 申請から納付書を発行するまでの期間は、5営業日程度必要です。
 - ・ 工事が竣工すれば「給水装置工事竣工届及び竣工検査願」の提出が必要です。（変更がある場合は竣工図を添付）
 - ・ 竣工検査の予約は、検査手数料等の納付後に行えます。検査希望日の2営業日前までに予約してください。
- 分岐工事は、当日の工事進捗に合わせて、改めて立会時間を連絡してください。（配水管を穿孔する時間を連絡）

●給水装置工事の施工

- ・ 配水管分岐部からメーターまでは、市が指定する材料を使用すること。
- φ50mm以下：ポリエチレン1種二層管（PE50）+コア一体型冷間継手（耐震強化型）
- φ75mm以上：ダクタイル鋳鉄管（GX）
- 詳細については、八幡市給水装置工事施行基準の標準施工図を参照すること。
- ・ メーター周辺は植樹をしたり、塀や擁壁等で囲わないようにしてください。
 - ・ メーターは官民境界から50cm以内に道路と平行に設置してください。
- また、官民境界から検針する際の開けやすい向きとしてください。
- ・ 給水管の取り出しは、異形管を避け、継手部及び付属設備から1m以上離してください。
- また、分水栓相互間は30cm以上離してください。
- ・ フレキシブル継手は緩やかに曲げ、可とう性、伸縮性を持たせてください。
 - ・ φ30mm以上のメーターを設置する場合は、メーターより2次側に逆流を防止するための器具を設置してください。
 - ・ 給水管は他の埋設物から30cm以上の間隔を保ち埋設してください。
 - ・ φ50mm及びφ75mmのメーターを設置する場合は、メーターバイパスユニットを設置してください。
 - ・ 給水管の撤去は分岐部分から行ってください。
 - ・ やむを得ず露出配管となる箇所には、保温材で適切な防寒措置を講じてください。